

# トリア 吉野町 運営規程

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

## 第1条(事業目的)

株式会社トリアが開設する認知症対応型共同生活介護事業「トリア 吉野町」が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下、事業といふ。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護状態にある認知症高齢者の入居に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

## 第2条(運営の方針)

- ①本事業は要介護または要支援2の介護認定を受け認知症の状態にある方を共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上のお世話および機能訓練を行なうことにより、入居者の有する能力に応じた自立して、安心と尊厳のある日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。
- ②本事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 第3条(事業所の名称)

事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)名称 トリア 吉野町

(2)所在地 岐阜県各務原市蘇原吉野町 3-43-11

## 第4条(事業所の入居定員)

事業所の定員は9名(1ユニット 居室数 9室)とする。

## 第5条(職員の職種・員数及び職務内容)

本事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者

管理者は、事業所の業務管理及び職員等の管理を一元的に行なう。

(2)計画作成担当者

計画作成担当者は、当該事業入居者の必要に応じて適切な介護計画を作成し、介護職員に指示

を行ないそれに沿った介護を実行させる。また、連携する各種福祉事業、医療機関との連絡、調整を行なう。

### (3)介護職員

日中は利用者3名に対して1名以上、夜間帯は1ユニットに1名以上配置

## 第6条(入居に関する留意事項)

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、次の各号を満たす者とする。

- ①各務原市の介護保険被保険者であること。
- ②要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師により認知症の認定を受けていること。
- ③少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ④自傷他害の恐れがないこと。
- ⑤常時医療機関において治療の必要のないこと。
- ⑥他の入居者に伝染する疾患のないこと。

## 第7条(退居に関する留意事項)

入居者が次の各項に該当する場合、退居していただくものとする。

- ①要介護認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
- ②入居者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。
- ③入居者が病気の治療その他の理由により、2ヶ月以上事業所を離れることが決まった場合。
- ④入居者が他の介護施設等への入居が確定したとき。
- ⑤入居者及び代理人が、正当な理由なく利用料その他支払うべき費用を2ヶ月以上滞納し、支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- ⑥伝染性疾患により、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
- ⑦入居者または入居者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき。

2 退居に際しては、入居者及び代理人、家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行なうこととする。

## 第8条(介護の内容)

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ①食事・排泄・入浴・着替え・口腔衛生等の身の回りの介護支援
- ②買い物、家事など日常生活を行なうことによる機能訓練

- ③日常生活上の入居者自身には行なうことが困難であることの世話
- ④入居者の必要に応じた相談、援助いすれも、職員による見守りや促し、誘いかけなどにより、入居者が主体となってその有する能力を最大限活用できるかたちですすめるものとする。

## 第9条(医療対応)

医療機関の選定は、入居者及び代理人、家族と相談の上進めるものとする。その際、入居者が在宅生活時に利用していた医療機関に継続してかかること、往診を行なっている医療機関の場合は往診を継続することも可能とする。

- 2 入居者の医療機関への受診対応については、原則家族等にておこなうものとする。
- 3 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した場合には、代理人等あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、事業者の判断対応で主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図るものとする。

## 第10条(衛生管理)

事業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 事業者は、従事者に対して衛生管理、感染症等についての知識、技術を高めるよう隨時指導を行う。

## 第11条(介護計画の作成)

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画・指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下、介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び代理人、家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 入居者に対して、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

## 第12条(従業者への研修)

事業者は、入居者への介護支援サービスの質を常に向上することを目的に、従業者に対して次のとおり研修の機会を設ける。

- ①採用時研修
- 採用後1ヶ月以内

②継続研修

年2回以上

## 第13条(利用料金等)

本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、家賃・食費・光熱水費については、別に利用料金の支払いを受ける。

2 その他日常生活において必要となる費用で、入居者が負担することが適當と判断されるものについては、別に実費料金の支払いを受ける。

- ・医療に関する費用
- ・理美容料金
- ・オムツ等の使用分
- ・個人的に使用する日用品(衣料、化粧品、歯ブラシ等)
- ・個人的に使用する医療品
- ・個人的に使用する介護用品
- ・個人的に購読する新聞、雑誌などの購読料
- ・レクリエーション費(材料費、交通費、入場料等)
- ・その他、上記に含まれない個人の為に供する物品等

## 第14条(個人情報の保護)

本事業所では、入居者の個人情報を取り扱う際には個人情報保護方針の下、その利用目的を限定し、あらかじめ入居者及び代理人、家族の同意を得ることとする。

## 第15条(苦情処理)

本事業所の利用に関わる入居者からの苦情に対して適切に解決するための体制として、次のとおり対応する。

### (1)対象とする苦情の範囲

- ①本事業所のサービス内容に関する事項
- ②当事業所の利用契約の締結及び履行に関する事項

### (2)苦情申出者の範囲

入居者本人、代理人、家族等

### (3)苦情解決体制

苦情受付担当者 藤井 裕美

## 第16条(損害賠償)

入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠

償を行う。

- 2 事業者は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

## 第17条(緊急時等の対応)

当事業所において、入居者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、速やかに入居者の家族等に連絡を行う。また、事故の状況および事故に際してとった処遇について記録する。

## 第18条(身体拘束について)

介護サービスの提供にあたっては、当事業所の入居者または他の入居者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、原則身体拘束その他入居者の行動を制限しない。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う際は、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、被拘束者となる入居者が不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることのないよう慎重に対応するとともに、身体拘束が開始された後は、これを漫然と続けないための工夫、あるいは身体拘束に代替する介護方法の模索を計画的に進める。

## 第19条(高齢者虐待防止について)

虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 第20条(非常災害対策)

非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 事業者は非常災害等に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行う。

## 第21条(運営推進会議)

本事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表等により構成される運営推進会議を設置する。

- 2 本事業所は4ヶ月に1回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

## 第22条(その他運営についての重要事項)

事業所はこの事業を行うため、会計帳簿を作成し、その他必要な記録、帳簿類を整備するとともに5年間保管する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成28年 3月 30日から施行する。

この規程は、平成30年 1月 4日から施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 7月 21日から施行する。